

原子力損害賠償支援機構

第11回運営委員会

平成24年3月6日

原子力損害賠償支援機構

午前10時00分 開会

○下河辺委員長 それでは、本日、定刻となりますので当初からご出席を予定していただいた方が皆様お揃いのございますので、本日の会合をこれから始めたいと思います。

今日も大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

早速、第11回の運営委員会を開催いたします。本日は、[REDACTED]それから[REDACTED]がご所用のために議事の途中からご出席されるという予定になっております。

それでは早速本日の議題に入りたいと思います。前回に続きまして、総合特別事業計画(案)の内容についておはかりいたします。今日は資料の3ということで、3月6日付けのバージョンになりますが、これをお配りしてございます。それでは、まずこの3月6日付けのバージョンの内容について[REDACTED]からのご説明ということでお願いできますか。

それではお願いします。

○[REDACTED] そうしましたら今お手元にお配りいたしました資料3 [REDACTED]に沿ってご説明させていただきます。これは前回骨子というかたちで、いわばこれの要約版みたいなかたちのものをご議論いただいたのですけれども、今回お出しするのは最終的な計画になるものをイメージして、文章として作ってみたものでございます。中身として、今までのご議論を踏まえて手を加えさせていただいた部分、あるいは新しく加わった部分等々がございますので、ちょっとメリハリをつけてご説明をしながらご議論いただきたいと思います。

それで、目次をまず開いていただきまして、構成自体は大きく変わってはいないのですが、この中で、1.から1番、2番、3番、4番の(1)、(2)、(3)あたりまでは大体何度かご覧いただいたものが中心になっております。特に今日時間を取ってご議論いただきたいと思いますのは(4)の一部途中から財務基盤の強化、経営責任の明確化、それから(7)のガバナンス。それと6番の機構としての資金援助の内容といったことが、新しくなりますので、このあたりを中心に議論いただければと思います。

それで、最初はこの議論いただくところから始めようかと思ったのですが、お二人まだいらしていないので、ちょっと順番を変えまして、先にあまりお時間を取らない範囲でやろうと思いますけれども、4番の事業運営に関する基本方針のところからさらっとご説明させていただければと思います。ページが31ページからになります。

ここから事業運営、特に電気事業そのものについての項立てでございます。基本的にはもう

内容としては今までご議論いただいたものでございますので、大きな内容についての変更はございませんが、いくつかご議論の中でご指摘いただいた点もございますので、そこ辺りを中心にかいつまんでさらっと行かせていただきます。31ページ目以降（１）基本方針とありまして、その後（２）から合理化のための方策ということで、コスト削減策ですね、についての記述を差し上げております。

ページをめくっていただいて31から32ページにかけて基本的なコスト削減の取組みの構造を書かせていただいております。以前パワーポイントの中に入れていただいた32ページの下絵にありますように、少しコスト削減と言ってもなかなかきりもない話でもありますので、少し構造的なかたちで取り組んでいるとご説明をし、ご理解をいただこうという格好で説明してはどうかということでございます。

そういう考え方に則って33ページ以降、資材・役務調達費用から始まって、第１フェーズではどういう取組みをして、第２フェーズでどんなことを中心に取り組んできているのかといったような書き方にさせていただいております。この辺りは特に今まで、これといったご指摘はなかったかと思いますが、人件費のところですね、34ページのところは少し関心も高いであろうということで少し詳しく、34ページから35ページにかけて進捗も含めて書いております。

それから、その他経費のところですね。35ページから37ページにかけても、額的にはインパクトはないのかもしれませんが、なるべくオープンにしようということで詳細なものもこの中に盛り込んではどうかという格好にさせていただいております。それから、39ページ目以降が設備投資関連の、設備投資の削減ということでこれも今までご議論させていただいたように40ページからずっとピーク需要抑制策、それから供給設備についての削減の検討の結果等々がございます。

それから43ページ目以降が資産売却でございます。こちらは不動産、有価証券、子会社・関係会社等がございますけれども、主に前倒しを中心に取り組んでいるということ、今までご議論させていただいた点についてが、ございます。

以上が合理化について、でございます。

それから49ページ目以降が事業改革について、でございますが、ここも今までのご議論を踏まえて書かせていただいております、中身自体に大きく変更はないのでございますけれども、少し、49ページにも出てまいります①1のところにあるアライアンスという言葉ですね。これは先日[]の方からも、売却をしてしまうような場合はアライアンスではないだろうということ、若干小役人的なところもありますけれども、そういったものを含めた言葉使いのときはアライアンス等という言葉を使うといった工夫で正確性を期するようなかたちにさせていただいております。

それから50ページ、少しこういう図表なども入れながら分かりやすくさせていただこうと思っております。50ページ目の最後のパラグラフになりますけれども、「東電は他の事業者の」とありますけれども、ここは特に[]からのご指摘があった、その2行目の「具体的には」というところで、「自社資産の他社への売却等による場合を進めるほか」というケースと、そうでない、いわゆるアライアンスを組んで協同でやっていくということで、書き分けたかたちにさせていただいております。

51ページ目以降が燃料調達のところでございます。ここもいくつか[]の方からご指摘をいただきました点でありますけれども、特にご指摘の多かった点は52ページのウのところでございます。調達の連携・集約化ということで、いくつか、非在来型というのは調達するのが難しいという現状を踏まえて、あまりいくつも書かない方が良いのではないかとということで、ここ一箇所、「このための」というところの段落でございますけれども、「非在来型を含む」ということでここ一箇所書かせていただいているというのと、そのすぐ下のところですね、「また」というパラグラフのところで、いわゆる上流部門への関与、権益の獲得についての記述もこの「また」のパラグラフの3行目「資金制約を勘案しつつ」といったかたちで、今の資金の状況なども反映した形にさせていただいております。

それから、送配電のところがございまして、54ページでございますね、これは先日、[]の方からご指摘いただきましたスマートメータの普及のスピードでございますけれども、このパーツの3つ目のパラグラフですね、その上で東電はとありますが、5年間で1,700万台を集中導入すると。遅くとも10年間で全戸ということでありまして、お客様が希望されるような場合には個別に取り替えに対応する等、導入の加速化によって全戸配備を前倒しするという格好で、可能な限りニーズに応じてこういう前倒しを進めていくといった表現にさせていただいております。

それから、55ページが小売りの部門でございます。ここは先日の資料ではなかったと思います。1)のところで節電インセンティブの引き出し云々がございますけれども、先日ご紹介させていただきました、いわゆるビジネスプランの公募ですね、こちらの方が2次審査の方がまとまってきたということで、56ページに5つほど今候補になっている、まだMOUの状況でございますので契約締結には至っておりませんが、大体こういった、特にデマンドレスポンスで、システムを活用してデマンドレスポンスサービスをするといったようなものが多いようでございますけれども、こういったものを紹介しようかと。ちょっと書き方は、ここまで詳細に書けるかどうかはまた調整をしてみたいと思っております。

56ページの一番下のところでございますけれども、スマートメータを活用したサービスへもうちょっとしっかり書いたらどうかということでございましたので、そこは1つ項を立ててこういったかたちではっきりとメリットなども含めて位置付けるようなかたちにさせていただいております。

とりあえず私の方からは、簡単にそこまででございます。

○下河辺委員長 それでは今、[REDACTED]の方からざっとご説明があった関係で、なにかご質問なりあれば、討議をしたいと思いますが。

○[REDACTED] 2点あります。1点は小さい話ですが、34ページ目に燃料の調達等に関わる費用の改善につくって記載している部分の第2フェーズの部分です。ここには、「設備投資計画の見直しに伴う新たな発電所の稼働計画、運用計画の元でLNG云々、」と書いてあります。これは、設備投資計画そのものの見直しを通じて石炭火力などの比率を上げていくということを言っているようですが、むしろ、その後の設備投資計画の見直しの内容になっているような印象を受けます。そう見ますと、この部分については、むしろ、単に、現在の既存のオペレーションの部分において、効率を上手く上げていくという話なのではないかなと思った次第です。この部分の意味をもう一度確認させてください。

2点目は全体を通じて出てくる表現ぶりについてですが、例えば49ページの事業改革の部分の、上の2パラグラフ目の「こうした中で」から始まる文章の2行目に「他社の経営資源の活用」と記載されていたり、次の50ページの一番下のパラグラフでは、「東電は他社の事業者の経営資源を導入」と書いてあります。導入という表現はまだいいのですが、人様のものを活用するといった表現は如何なものでしょうか。仮に、社内の資料であれば他社の経営資源を活用するとか、導入するといった表現は問題ないと思います。ですが、公開される文章の表現ぶり

としては適切ではないと思います。言葉使いとして、もう少し、いろいろな方々の経験をお借りするとか、お知恵をお借りするとか、もう少し下から目線といいますか、ご協力を仰ぐといった、上手く言えないですけども、そうした表現をすべきではないかと思った次第です。活用という表現は、繰り返しですが、問題があると思いました。以上です。

○ [] 2点目は、新たなご指摘を踏まえて表現ぶりを検討したいと思います。

1点目の方も、これはここで位置付けているものはいわゆる船のオペレーションの問題ですのでちょっと、何て言うのですか、あまりこの前段のところはあえて……。

○ [] 私の主旨は、最初の1行目は無くても良いのではということです。

○ [] 書く必要ないのかもしれないですね。ちょっとそこは気をつけてみようと思います。

○ [] もう少しほかの言葉使いで書いた方が、意味が良く分かります。

○ [] はい、わかりました。ちょっと検討いたします。

○ [] 以上です。

○ 下河辺委員長 では1点目の点もお願いしますね。はい、ではほかの委員の方。

○ []
ざっと見たところの感想を。非常に総論的なところもありますが、ちょっと申し上げたいと思うのですが、3点ほどお話ししたいと思います。

1つは全体のトーンとして東電の責任、責任者は東電である。そして政府は関係者であるというような感じで、責任転嫁に終始するとか、初めからそれを前提とした作文ができているように思うのですが、一応国を挙げての大事業だとか難事業だとかいう言葉はタイトルには書いてありますけれども、実際問題として事故というのは何によって起こったのか、そしてその被害はどういう責任においてどこまで拡大したのかというところの認識・整理が全くなしに全部東電の責任であるという話にしてありますけれども、これはやはりもう少し国全体として責任を感じているという書き方に本来立つべきであって、書きぶりについてはいろいろな書き方があるかもしれません。しかし、東電が責任者であり、責任の貫徹というのは賠償、廃炉、安定供給の責任を貫徹することであるという書き方は説得力があまりありませんね。

第一義的責任はというふうになっていますが、最終的にこの部分の責任を貫徹できないことは目に見えているわけでありまして、だから原子力賠償支援機構があるわけでありますから、

原子力賠償支援機構を作ったということは、その問題としての責任は国と東電と両方で取らなければならないという前提に立っているわけでありまして、その前提についての認識に全く触れずに、東電の経営テクニク論議に入っていくという、ちょっと書きぶりとしてあまり良くないような感じがいたします。

2番目に、問題はやはり、ここでいろいろなことが書いてあるのですけれども、一番本質的な議論回避して、それを回避するためかどうかは分かりませんが、回避する1つの理由として周辺問題を取り上げていると。ページ数としてみると周辺問題がすごく多いんですね。本質論を回避するという、本質論は何かということコストが上がるということを意味するのですよね。触れてはありますけれども。そのコストが上がったことに対して、それは通常企業というかたちで言うならば利用者が全部負担すべきものでありますが、それを負担させきることはできないということで、原子力賠償支援機構ができていますから、そのコストが上がったということと、そのコストが上がったものをリーズナブルな姿に戻すためには原子力の活用が不可欠であるということはこのペーパーにはほとんどどこにも書いてないということになります。

この一番大事な部分が抜けておりまして、リニューラブルなエネルギーだとかあるいは燃料の共同購入だとか、様々なことがいっぱい書いてありますけれども、それはもちろんそれぞれ大切なことではあるとは思いますが、一番の本質論についてのまず杭を打っておいてから、あとは時系列の中で何をどう解決していくかということを整理すべきではないのかというふうに思うのであります。

3番目は、その本質論回避の中で、責任という言葉が非常にあいまいに使っているように思います。責任というのは、企業の責任範囲というのはどこの部分までを企業の収入でカバーして、そしてどれだけ効率的にこれを達成するかというのが企業責任だと思うのですけれども、もう片一方で、原子力発電が起こっているいろいろと皆が迷惑したことは全部東電の責任であると。その2つの責任という言葉には明らかに言葉上のニュアンスの差があると思います。その部分は区分してきちんと使いませんと、非常に不正確な文章になるように思います。この中で、フェーズ2の改革が加速するときになったときに、今はちょっとしようがないと思いますが、やはり企業の責任とそして国家の責任というものを定量的に目標として明らかにしなければ、責任ある企業計画は絶対できないだろうと思います。

そのところにやはり今言及することを、言いきることは難しいにしてもその可能性について触れておくということは構造的に見て、不可避な部分ではないかと思いますが、その辺など

もあまりはっきりしていないように思われます。2番目です。

3番目は文章が拙劣であるということであります。これは丁寧に書こうと思って、何か敬語を使います。その部分だけが、ですます調になります。後のところはである調になっているかたちで、文章として、文章になっていないと思いますので、あるいは言葉使いにも所々不正確な部分があります。あまりにたくさんあるので一々は申し上げませんが、6ページの上から2行目ですか、「経営合理化の実効性を確実に行う」と書いてありますね。これはやはり、実効性は担保すべきものであって、行うべきものではないと思います。ですから実行するとか実効性を担保するとか、言葉は少しやはり意を用いてきちんとした日本語らしいものにしておきませんか、文章そのものの品格を傷つけることになりますから、これは修文のところで最後にやればいいと思いますけれども。一番基本はどうも丁寧に書こうと思っているのと、簡潔に書こうと思っているのと、そのふたつが混在する結果として、ですます調とである調がいろいろなところで恣意的に混線していると、ちょっと見苦しい。その3点。

個々の中身についてどう変えるという話は、それはもう議論を進めてやってきているところで変える必要はありませんが、骨組み、骨組みというか見栄えのところは少し今申し上げたようなところを入れて書くべきではないか、そうでないとやはり非常に全体の問題を、視野狭窄で見ているのかあるいは回避して横眼で見ているのかという感じになってしまうように思います。

○下河辺委員長 3点目でご指摘いただいた、この計画のラストの文章については最後の最後まで修文といたしますか、修文よりもうひとつ前の段階でのアレに努めてまいりたいと思いますのでご理解をいただきただけだと思います。

また、その他2点ほどご意見をいただきました、東電と国の責任問題、それと原賠機構の立ち位置と言いますか位置づけの問題については、この委員の中でも意見が分かれる、理解が分かれるところがあり得る問題かなと思いますし、私の理解でも原賠法に基づく運営委員会として取りまとめていく事業計画について、原賠法が定めている規定というのは、今[]がおっしゃったような、今回の福島第1の原発事故問題について東電と国との責任の在り様そのものを極めて明確にした上でなければ計画を立てていくことができないという立てつけにも、基本的にはなっていないのではないのかなというのが、私の理解と言いますか認識という面もありますので、私に限らず、その点については若干様々な意見がでてくるかと思いますので、更に又意見交換を重ねていって、運営委員会として最終的に残された時間、議論の回数も少ない

ですけれどもぎりぎりのところを取りまとめていければと思っております。

なにか、[]の方からございますか。

○ [] 先ほど []からお話のあった責任分担のところですが、基本的に国あるいは私の出身母体である経産省、これが責任を回避するために東電をたたいていると一部に報道されていますが、そのつもりは毛頭ございません。それから国あるいは経産省の責任は非常に重いという前提に立ってこの機構の仕事にも取組んでおりますし、それからこの機構もできたというふうに思っています。ただ、法律上の立てつけで申し上げますと、釈迦に説法でございますけれども、一応原賠法の但し書きは適応せずに、東電に集中的に責任を負わせるということで国がそれを支援するという枠組みの下で機構法ができたものですから、一応この総合計画はその立てつけの下でできているわけでございます。

ただ、おっしゃるように総合計画というのはそれだけではなくて、いろいろな方が注目しているもので、それで何か責任回避があるように受け取られるような表現、あるいはそういう印象を与えるのであれば、それは本意ではございませんので、いろいろな事故調それから国会等々において、その責任分担についてはある程度の政府としてきちんと言える言い方があると思いますから、それをどうやって入れるかということで工夫をさせていただきたいと思います。

それから、文章の拙劣さについてはちょっと突貫作業でやったものですから、お許しいたいて、できるときにはきちんとしたものにさせていただきたいと思います。

○ [] ちょっといいですか。私は原賠法の立てつけはそうなっているは確かだと思うのですよ。ただ、国のお金が入るわけですね。ですから国のお金が入るということは、国の役所としてあるいは政府として、その部分について責任を持つということが前提になっているわけで、一次的には東京電力の責任でやらしてもらわなくてはいけないということで、全部は背負っていますが、それは企業として背負いきれないものであるという認識はもうそこにあるのですよね。だから原賠法ができているわけでありまして、私は外に向かってアピールするときにどういうかたちでアピールしたらより説得力というか共感性を持たせるかということで、これは国を挙げての大事業であり、我々も原子力を推進してきた立場として大きな責任があつて、東京電力がいわば事故を起こしたということになっているけれども、これは一緒になってやらなくてはならないのだと。ただ、今これをどちらの方がどれとどれ、というわけにはいかないので、とりあえず一次的には東京電力の負担だということにして、責任だということにはせざるを得ないけれども、それはしかし企業として負いきれない部分は原賠機構が入れてあげると

いうかたちをとると。それはそれで良いと思うのです。

ただこれは一定のところ、企業の責任というものはやはり自主的に経営判断で対価を収受して歩いて行けるというかたちになって初めて企業の企業たるかたちが出てまいりますから、そのところはどこかで、フェーズの2なのか3なのか分かりませんが、多分これだと私は2だと思いますが、どこかで責任についてはきちんとそれぞれが一次的に責任を持つ部分を明らかにしていくというような書き方はいろいろな書き方ができると思います。そういうふうに書かれた方が国民から見たときに映りが良いと思うのですよね。

私は書き方の問題としてお話ししているので、中身のいろいろな具体的なものというのはそのままでいいと思いますけれども、ここはやはり少し工夫をされた方がよろしいのではないのでしょうか。

それから

これはどうもちょっとまあ言ってみればクレディビリティに影響するような感じがするのですね。そこも、

とは思いますが、できるだけそこはやはり、なんといいましょうか、しておいた方が良いのではないかと思います。

○下河辺委員長 はい、ありがとうございます。

については言及しているわけなので。

○ 全体に入っていますが、

というふうに思われているのですよね。

○

のだと思うのですよ。

ちょっとその観

点からもう一回よく見てみます。

○ もう一つ、ファクト。ファクトも大事なのですがプレディクトというのかな、要するにどういう事態が来るかということに対する予測というのはすごく大事でありまして、私は天然ガスとか石油というようなものの供給が皆で買えば安くなるというようことでコストを下げられるほどのイージーな状況ではなくて、もっともっと厳しい状況が今年中に来るのではないかという危惧を感じております。

そこはだから、やはりその部分が来た時にはこのくらい上げなければならないという覚悟みたいなものは決めておかなくてははいけないですね。その時にどうするのかということについて決めるのはこの原子力損害賠償支援機構ではないのですけれども、できることはみなやったのだから負けても良いのだというアカウンタビリティの世界ではなくて、ゲームでは勝たなくてははいけない。マネージメントは成功させなくてはならないというふうに思うと、その時どうするのかというのを常に二の矢、三の矢として頭の中においておかなくてははいけないですね。

ですから多分イランの問題、中東の問題、そして世の中なの情勢の問題から値段は恐らくもっともっと上がる方向に当分動くのです。それがみんなで効率的に買えば節約できるようなものでカバーできるような規模ではなかろうと思います。その時どうするのだということについては、前提条件の中に想定外ですという話にはちょっとしにくいような気もするので、そういう時にやはり原子力というものは1つのカギになってくるのですよね。そこをやはり、どのくらい見せておくかという、テクニックの問題はあると思いますけれども、なしでは済まないと思うのですよね。

○下河辺委員長 はい、ありがとうございました。

それでは他の点について、ご意見のおありの委員の方おられますか。

特にないというかたちになりますか。の方からご説明をいただいたあたりの叙述につきまして。補足も特によろしいですか。

それでは、先ほどの方からざっと触れていただいた部分については、今日の段階ではこれ以上のご意見は特にないというかたちで作業を進めていただくということにいたします。

さらに続いての部分についてご説明願います。

○ [REDACTED] ありがとうございます。次のパートに移りたいと思います。57 ページをお開けますでしょうか。このあたりから今回少し新しく書かせていただいている分が多く含まれていますので、少しお時間をとってご議論をいただければと思っております。

57 ページからはいろいろな事業なり賠償、廃炉体制の取組みをする上で意識改革をしていかなければいけないということでございます。意識改革そのものについては今までもご議論をいただいているかと思えますけれども、こういった形、後ほど東電から出てきた案も少しお示ししてご議論いただければと思えますけれども。

新しく書き加えた部分が 58 ページでございます。57 ページから 58 ページにかけて、意識改革をする上で3つの取組みをしようということで、1 点目としてガバナンス改革ということで、委員会設置会社というものを導入して、監督とあと執行とを分けてやっていこう。

57 ページの真ん中あたりにアとイとございます。これは新しく監督をやっていく取締役会長を中心に、その監督をサポートするということで、取締役会長直轄のスタッフ部門をつくってはどうかということを書かせていただいております。このスタッフ部門では機構から派遣する職員、それから東電の中堅社員、場合によっては外部の知見者等が参画しながら会長直轄のスタッフとして情報収集整理や、事業戦略の企画立案機能を担いながら会長の監督機能を補佐してはどうかと。

それから、会長にあたっても委員会設置会社ですから執行と分かれるわけですが、執行上の意思決定にも監督という立場から関わっていくということで、取締役会長ご自身がスタッフとともに執行役、執行役員レベルにおける意思決定等に関する会議に参加する等により業績報告を随時受けながら、場合によっては監督機能の一環として助言や問題提起等の意見を述べるとともに、議案によっては取締役会に付議することを提案するといったような形で、こういう取締役会長を中心とした監督の強化、サポートをしていくということでどうかというのを書き加えさせていただいております。

58 ページ目からが2つ目の取組みとしての組織改革ということで、カンパニー制の導入ということを書かせていただいております。このあたりは以前にご議論いただいているところをご指摘を踏まえながら修正を加えたところでございますので、ご説明は省かせていただきます。

それから、60 ページ目でございます。もう1つの取組みとして人事制度改革ということもここで位置付けさせていただいております。以前から、緊急特別計画のときから新人事制度と

いうものに移行することを言っておりましたけれども、まさにここで計画の中で位置付けられているような意識改革あるいは事業運営、目指すべき方向性に沿った形でこの人事処遇制度を整えていってはどうかということでございます。それが60ページ目でございます。

それから、61ページ目以降が財務基盤の強化ということで、財務の面の話でございます。1点目が金融機関への協力の要請の内容ということで、内容自体はこれまでもあるいはの方から口頭等でご説明させていただいているかと思いますが、ポツが下に3つございます。これが具体的な要請事項として今、本計画の中で位置付けようとしているものでございます。1つ目が社債市場への復帰と資金調達力が回復するまでの間、全ての取引金融機関が借換え等により与信を維持するということ。

それから主要取引金融機関が本計画認定後速やかに新規融資の実行、コミットメントラインの設定等により下記の復元を含めた約1兆円の追加与信、いわゆるニューマネーの供与を行うこと。

3点目として、いわゆる復元ですね。昨年の9月末までに弁済を受けた金融機関が機構の趣旨に合わせて同額の資金供与をする。この3点についての要請をしてはどうかということでございます。

それから、ページを捲っていただきまして62ページでございます。上の方、上半分でございますけれども、②は機構の趣旨による財務状態の抜本改善ということで、1つ目のパラグラフの真ん中辺に書いてございますように、社債市場への復帰等、自律的な資金調達力の早期回復に向けた財務力の強化を行うことを目的として1兆円の株式を引き受けるといったような格好で書かせていただいております。

議決権の方はまだ調整中でございますので、今のパラグラフの一番最後のところが黒丸になっておりますけれども、今こういう状態で書かせていただいております。

次のパラグラフで「東電は社債市場への」とあるところでございますけれども、社債市場に復帰し、今のパラグラフの2行目からですね。「機構は」というところからです。機構は東電の集中的な経営改革に一定の目途がつくか、または社債市場への復帰が実現した段階で無議決権への転換等により保有議決権を2分の1未満に低減させ、一時的公的管理を集積させて、更にその後自立的な企業活力を生かした形で課題の解決に取り組んでいくといったようなことで、社債市場の復帰ないしは経営改革のめどを見ながら公的管理の状態を少し弱めていくといったようなことでどうかということでございます。

最後のパラグラフが、その一時的公的管理の終結を東電の財務状況等々を見ながら機構株式の買入償却ないしは株式市場への売却等を実行しながら、いわゆるエグジットを図っていくといったようなことを書かせていただいております。

それから、3番目でございますけれども、株主への協力要請の内容ということで、ここでは2点書かせていただいております。1点目は機構の趣旨に対する協力ということでございます。機構の趣旨によって、2行目に書いてございますように株主の保有する株式は相対的に却下されるという点が1つありますが、そういったことを前提とした上でも株主の皆様には一番最後の行になりますけれども機構の出資に必要となる議案に賛成するよう協力を要請するという形で出資に対しての協力を求める。

2点目でございますけれども、配当抑制に対する協力ということで、2行目でございますけれども、今後においても国民負担の最小化の簡単から当面の間、無配を継続することを株主として要請するというので、ここは17番の注のところに書いてありますけれども、当面の間としか書いてございませぬので、補足として本計画添付の2020年3月期までの10年間の収支計画には配当見込額というのが少なくとも折り込んでいないということを補足として注を付けさせていただきます。

それから63ページ目以降が需給と収支の関係でございます。需給見通しについては説明は省かせていただきます。

64ページ目以降が料金改定の必要性ということで、これも以前ご議論いただきましたので簡単に説明をさせていただきますが、65ページ目から人件費、燃料費等々、個別費目についてどういった増加要因があるのか。それに対してどういった合理化努力をしてくれているのか等々を少し丁寧に書こうというふうに考えております。

それから、65ページ目の真ん中あたり、やや上にありますけれども赤字で別紙「東電の原価総括表から各費目の内訳の説明」ということで、今回は特にきっちり情報開示をし、説明をすべきだというご意見を踏まえまして、今、東電の方でこういった、なぜどういう費用構造になっていて、なぜ料金引き上げが必要なのかといったようなことを詳しく分かりやすく説明する資料を今作成していただいているところで、この計画の参考資料とさせていただこうと考えております。

それから、67ページ目以降でございますけれども、これは後ほど[]からも補足があるかと思いますが、真ん中やや上のところ、ウとして6月賞与の取扱いということで、ちょうど料

金認可のタイミングでありますけれども、賞与についてどうするかといったような点がやや要調整事項としてあろうかと思っております。

その他は以前ご説明をした点でございますので、説明は省かせていただきます。

それからページをお捲りいただきまして、70 ページ目以降が収支の姿で、これは数値計画を文字にしたものですのでご説明を省かせていただきますが、72 ページでございます。これもその他諸々の調整事項とともに調整事項、まだ調整中のものがございますので、これで固まったということではございませんが、最低限今の段階ではここまでは確保すべきではないかという位置付けの下に現段階では案として書かせていただいております。経営責任の明確化のための方策、これは法律上の文言でございますので、この言葉を使わせていただいておりますが、6つのボツで書かせていただいております。

1つ目が本年6月の定時株主総会において取締役及び監査役の全員にご退任いただくということ。それから、いわゆる役員退職慰労金ですね。既に制度として廃止されておりますが、支給を受ける権利をお持ちの方がまだいらっしゃいますので、その方についてその受け取りを辞退するということ。

それから本年6月の定時株主総会までの間、取締役及び執行役員の報酬減額措置は継続する。4点目でございます。事故発生時の取締役については東電株式を東電に無償譲渡し、事故後に退任した者にも同様の取扱いとするということでございます。

それから、5点目でございますが、所属している東電関係会社団体の役職を退任または辞任するというところでございます。

最後にいわゆる顧問制度ですね。これも3月末をもって廃止するというところでどうかと考えております。

それから、ページをお捲りいただきまして73 ページ目でございます。これはいわゆる機構による東電に対するガバナンスの在り方ということで、今回仮に出資をすることとなれば今までの機構法に基づく事業計画の履行の確保ということに加えて出資者としての立場も加わるということで、その両面からのガバナンスについての在り方をここで記載させていただいております。

基本的な考え方は冒頭の3行に書いてございますが、新体制においては新たな経営陣の責任において本計画に基づく経営改革を進めることとし、機構はそれをバックアップしつつ、その進捗をモニタリングする体制を基本とするということでございます。

具体的には本計画の実行ないしは諸々の経営判断について新経営陣の下に当然でありますが行うこととし、機構は東電に派遣する役職員を通じて随時報告を受けながら、必要な場合は東電に対して対応を求めるといったようなことでどうかと考えております。

一部重複もありますけれども、2つの視点で1、2としておりますけれども、東電社内における取組みということで、先ほどご紹介をいたしました取締役会長の監督機能を補佐する直轄のスタッフ部門というものを設置して、監督、助言等によって執行役、執行役員の業務執行の実効性を高めるといったようなこと。

それから、2つ目として機構側における取組みということでございますけれども、まずは株主として相応の議決権ということを保有することになると思われまので、そういったものを行使しながら取締役の選任に意見を述べつつ、機構からも、これは調整中でございますけれどもも取締役を派遣し、取締役会の意思決定に参画する。あるいは執行レベルでも執行役、執行役員を、これもまだペンディングでございますけれども、東電に派遣し、本計画の移行を確保する。

それから現場レベルでも、これは今もう既にやっておりますけれども東電の中堅若手社員とともに会長直轄スタッフ部門に所属させながら改革を進めていく。現場レベルの改革を進める。

それから機構においての監督として、下から2つ目のパラグラフでございますけれども、特別事業計画の確実な履行を図っていくという観点から、運営委員会において、一義的に機構が派遣している役職員から様々な報告なり業績、進捗状況についての報告を受けながら履行のための必要な対応を機構としてもしっかりと行っていくということ。

それから、機構が運営委員会において四半期に一度程度の頻度で経営陣からも直接報告を得る機会を設けたらどうかということでございます。

それから、75 ページ目の（1）でございますけれども、これは機構が行う資金援助の内容及び額で、先ほど申し上げました1兆円の趣旨というものが2つ目のパラグラフですね。「また」以下のところで書いてございます。その下に、「なおその際、出資、新規与信、料金改定はこれら3つの課題を実現するために一体不可分であるの考え方に十分に留意するということで、機構が出資するにあたっては金融機関による支援、それから料金改定というものがセットでないと、機構の出資だけが先に出るということはなかなか、1兆円もの金を入れるにあたっては相当リスクの伴う話でございますので、一体不可分であるという考え方に留意するという旨を記させていただいております。

このあたりが今まであまり文章の方が間に合っていないくて、今回初めてご覧いただくところ
が中心になりますけれども、皆様からのご議論をいただければと思います。

それから、もしあれでしたら [] から何か補足を。

○ [] 補足で1点だけ。67 ページの料金改定のところの6月賞与の取扱いというところ
でございますが、今回の総合特別事業計画は結構料金改定のいわば前哨戦になってしまいま
すので、具体的にどういう中身で何パーセントというのを置いたのかということに非常に注目
が集まると思います。したがって66 ページとか65 ページにあるような形で、各原価につい
てもできる限り詳細に記述するつもりですが、65 ページの真ん中辺の別紙という、赤い字で書
いてございますけれども、東電の名前で原価の総括表あるいは各費目の内訳、これを分かりや
すい形で示すのも参考資料として添付したいと思っております。

それとともに最近いろいろ出ている意見の中でだんだん強くなってきていますのは、家庭用
料金の値上げをお願いするときに片方で6月の賞与を社員に払っているというのではおかしい
のではないかという意見が相当ございます。これは筋としては、もう既に社員は2割カット、
賞与は50%カット、合計で給与で2割カットということですとやっておりますので、やは
り安定供給に対するモラルを考えれば、そこの部分は堅持するということだと思いますが、料
金値上げの直前に、しかも経営体制が新たに変わるというときに6月賞与をこの時点で払うの
か。それとも新体制の下で先ほど申し上げた全体の給与の枠内でどういうふうにするのかを工
夫するのか、そこは余地があると思しますので、したがってここは「P」にしておきます。こ
れは東電経営本体、それから組合の話も強く絡んでまいりますので、ちょっと相談をしてスム
ーズに値上げすることが多分この状況の下では一番大事なことだと思いますので、そのために
どういうふうにするかを工夫するので、文言が決まり次第ご報告させていただきたいと思いま
す。

○下河辺委員長 ありがとうございます。それでは順次ご意見をいただいこうと思いま
すが、ページ数で、それでは57 ページに戻っていただきまして、この意識改革、ガバナンス
改革、組織改革関係についてご意見をお聞きしたいと思いますけれども、57 ページの上に出
てくる新しい東電の方向性うんぬんのところは机上配布で資料が。

○ [] そうですね。

○下河辺委員長 はい。

○ [] その議論は後で。

○下河辺委員長 この部分全体について後回しですか。

○ [] 新しい東電のところ。

○下河辺委員長 はい、分かりました。それを後回しにするということですね。

ガバナンス改革、組織改革関係について何かご意見をいただけますでしょうか。

○ [] すみません、遅れまして申し訳ございませんでした。1点質問ですが、62 ページの機構の出資による財務状態の抜本改善というところの後段のパラグラフのこのエグジットの部分です。2行目は機構は東電の集中的な経営改革に一定の目処がつくか、または社債市場の復旧が実現した段階でとか、無議決権への転換等により2分の1まで低減させる、こうなっていますが、まずその「一定の目処がつく」というのは何を指しているのかということと、「または」というのは「or」ですから、どちらかが達成したらいいのか、どちらが早く達成されればいいと考えているのか、単純に質問ですが。

ここでいう社債市場の復旧が実現したら、今の計画では2015年度ということで想定されますけれども、あくまでもこれは計画なので実際にコンプライトしたというのは実績ベースだと思いますけれども、それとの関係でどういう前後関係になるのか教えていただきたいと思います。

○ [] これは62ページの②の機構の出資による財務状況の抜本改善という全体に「P」がかかったところでございます。なぜそう申し上げるといって、そもそも2分の1以上にするということはまだ決まったわけではございませんで、この表現、今、[] が指摘されたところはそもそも2分の1以上になっていて、それで集中的な改革または社債の発行で2分の1未満に低減させるという書きぶりになっています。そこはそれも含めて「P」になっているというのがまず。

それで、誰が集中的な改革うんぬんを決めるのかというのは、今ここではあえて書いておりませんが、新経営体制で決めるということで考えております。なぜこう書いたかということ、むしろ社債の発行再開が場合によっては外部的なマーケットの状況で遅れる可能性もあると思います。今前提にしていますのは大体2017年度からということ念頭に置いていますが、遅れる可能性もある。できればなるべく早くめどをつけて東京電力が2分の1未満で脱公的管理、脱一時的公的管理という状況にもっていった方がいいという思いで書いたのがこの文章です。

端的にお答えすると、まず1番目のこの提言は何かというのは、これは基本的には新経営陣

で決める、あるいはこの総合計画を作った機構運営委員会としても参画して決めるということだと思います。

それから、いつ頃なのかというのは、多分社債の復帰よりもおそらく改革に一定のめどが立つのが早いだろうということを前提にしている表現でございます。

○下河辺委員長 よろしいですか。ではファイナンス、財務関係のところでご質問が出ましたけれども、最初にお諮りした意識改革関係、ガバナンス、それから組織改革関係では何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○ 異議ありませんという意見です。進めましょうと。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

その他、特に今日の段階でいただけるご意見はございませんか。

○ 1点だけ確認させてください。現時点では委員会設置会社にして、会長が監督し、社長が実行するという形になっています。ですが、今はちょうど人選とか進んでいるところでもございます。この部分については、具体的な人選が固まったところで、場合によっては、見直す可能性もあり、という理解でよろしゅうございますね。

○ 基本的には、今閣僚レベルあるいは総理官邸も含めて誰にお願いするのかというのは極めて大事なポイントだと。そうすると、そこを前提にして一番やりやすい形でやっていただくことが大事だということだと思いますので。場合によっては今お諮りしているものの体系を少し変更した方がいいということがあるかもしれません。ただ、その場合には当然運営委員会にお諮りしてご議論をいただくということになります。

○下河辺委員長 よろしいですか。

○ 「P」が付いたので答えにくいと思うのですが、質問ですが、今のにも関係するのですが、まず一時的公的管理ということと今の体制の関係ですが、要するに会長がいて、それを補佐するスタッフがいて、機構からも取締役と執行役、執行役員レベルの人も派遣する。こういう体制。これが多分一時的公的管理という体制なのだと思うのですが、単に資本の2分の1以上か未満かだけではなくて。その時に、例えばこれをエグジットするときに、これは一斉に引くと考えているのか。それとももう少し段階的にモニタリングも含めて体制については、あるいは取締役会長とそのスタッフとか、あるいはその機構の役員とか取締役とか執行役とか、

そこまで多分まだ考えていないと思いますが、具体的にどういう手順、ステップを踏んで段階的に移行しようと考えているのか、それを聞きたいと思います。

○下河辺委員長 何かイメージがあれば、[REDACTED]。

○[REDACTED] 詳しくこの総合計画の中では書けるような話ではないと思いますので、これを実際に事務方で検討したときにどんなイメージでいるかというお話をさせていただいて、場合によっては、それはこうではないかというご意見があればいただくのは非常に有意義だと思います。是非お願いします。

最初は、もし勝俣会長が退任されるのであれば外部の会長を取締役会長という形で持ってきて、取締役会は裕度を持った多数は外部から来ていただく。内部から3名ないし4名の方が取締役になるわけですが、そこにおいてはまず社長について執行役社長を取締役兼務とするというのがまず基本ではないかと思っております、その場合の社長を外部の方にするのか、内部の方にするのかというのは、そこはまだ種々ご意見が多分あると思いますが、今のところ私が政治サイドと議論している感じで申し上げると、やはりオペレーションはしっかりプロにやってもらった方がいい。そのかわり会長及び外部取締役のガバナンスの体制、これは改革機関においてはしっかりやれるような体制を作ってほしいという2点をご指示いただいておりますので、それを前提にして体制をどうやって組むかというのは、個別名とともに決まる話だと思いますけれども、そういうことで考えるのだと思います。

それから2番目に、一時的公的管理の定義というのはまだ誰もしていないのですが、これは私は基本的には株式で2分の1未満になった時点をもって一時的公的管理だと考えるのがいいのではないかと思っております。したがって[REDACTED]が言われる、では機構が指名した取締役が残っていたら、それは一時的公的管理なのかどうなのかというところについてはまだ考えておりません。基本的に株式の持ち株比率のところで一時的公的管理から脱するかどうかというのを決めるということにした方がシンプルなのではないかと今は思っております。

○下河辺委員長 この段階ではこんなところ止まりかなと思いますので、よろしゅうございますか。

その他。[REDACTED]

○[REDACTED] 一時的公的管理というのは本当に曖昧な言葉だと思うのですが、政府の金が入っている限り、やはり一時的公的管理ということになってしまうのではないのでしょうか。つまり財政の方がどんどん苦しくなる可能性もあるわけですし、双方動くわけですね。電力の安定

供給の方も動く。損害賠償や除染の額が決まったとしても、そのお金が持っている重さというのは、結構動いていきますといろいろな口を出せるようになる。おそらくエグジットというのは例えば銀行がお金を公的資金が入った後どこから自分で調達してきて全部返し終わって、それで自由になったときが初めて公的管理を脱したということであって、このモデルでいくと未来永劫に一時的、公的管理が続くというふうに見た方がいいような気がします。そういうふうに思ったとすると、今度は何を起こるかということと人材の劣化が起こると思うのです。この間もちっと申し上げたのですが、そういうことはないでしょうねと言ったら大丈夫だと。新聞等で見ると韓国、中国がかなり技術者のスカウトに入っていると。たまたま私がよく知っている人間が韓国の会社に行ってしまったという話がありました。これは非常にシリアスな問題で、実態が劣化していくことをどう止めるかですね。それはまずは原賠機構の執行部としては東京電力に行って、他の何よりも先にその主の事実についてはやはりどんな人がどういうふうな形でどこへ行ったかをトレースしてみる必要があると思います。

非常にマクロ的に言うと例年の退職率より3倍ぐらい多いとか、国際部門が多いという話は何となく聞くのだけれども、具体的には彼らも調べていないのではないかとあって、非常に重大な問題で、あとでもって足腰が完全に弱ってしまうという形になったときには、そのような話になってしまった原因というのは何だったのか。将来の展望が見えないからですね。どれだけ我慢していればいいのかということがはっきり分かれば人は我慢するかもしれません。しかし、いつがエグジットか分からないという形になったときには我慢をすることができないわけでありまして、そのような形を作ってしまうことはまさに重大な責任があるという結果に国家にとってなるのではないかという気がします。

○下河辺委員長　ありがとうございました。

○。

人材の話は大変重要な問題だと思うのできちんと調査いたします。

それから一時的公的管理の話は、例えば3分の1とか、あるいは50%以上株を持っている会社もいろいろな分野であると思いますが、それは一時的公的管理とは呼んでいないと思いますし、それは実際にむしろどうやって機構の仕組みが集中的ないわば手術みたいなものがあるかと思うので、そのときに関与するかという概念をもうちょっとはっきりさせる必要があると思います。そこは気をつけています。

○下河辺委員長　了解しました。どうぞ、

○ 言うまでもなくそういう意図だと思うので、単に確認するだけです。先ほど社長は内部ということも考えているように感じたのですが、その場合の内部というのは私の理解では例えば今の経営陣から干されて子会社に飛ばされてしまったような、本来なら震災時に取締役であってもおかしくなかったような実力者だが古い東電では必ずしも評価されなかった人、そういう人も含めて内部だと思います。

今、東電にいる人でなくても東電の実情がよく分かっている人はいると思います。もちろん当然そのような優秀だがかつての東電では評価されなかった人も視野に入っているのだろうと思いますが、その点確認させてください。

東電では、歴代経営の中枢に携わる人の多くは企画畑、総務畑の人たちですが、技術系の人はそういうことはできないということは決してないと思います。技術系には社長は務まらないと言う先入観なしに人選が進んでいるとは思いますが、これも視野に入っていることを確認させてください。

○ 下河辺委員長 では

○ 多分この話は私からお答えするのは適当な話ではないかもしれませんが、誤解があるといけないので一言だけ申し上げますが、先ほど私が申し上げた趣旨は社長についてはいわば代表執行役なので、そういう立て付けを説明すると関係サイドからはやはりプロにちゃんとやってもらった方がいいのではないかというご意見があると申し上げただけで、内部にすると申し上げていませんし、内部の定義が中枢なのか、違うところの人なのかということも申し上げておりませんので、そこは誤解なきようお願いいたします。

○ 分かりました。

○ 下河辺委員長

○ 要するにこれは単純に組織を変えとか人を変えるということだけではなくて、今回のポイントはこの意識改革のところにも書いてありますが、要するにビジネスモデルですよ。これまでやってきたビジネスモデルの大きな転換を図るという、例えば需要はむしろ抑制型を前提にして、そのリソースの配分、例えば人的資源にしても予算にしても配分にしても、これまでのものとはかなり方向性、ベクトルが変わることなので、これが巨大な組織であればあるほど、それを定着させるのは非常に難しいし、それはこれまでどれぐらい経験年数があるかによってもむしろ反比例するのではないかと思うのですけれども。そういうふうにと考えるとある意味どこかでピタッと区切って、「はい、ここから公的管理いたします」という、

対外的にそれはどういうふうにアピールするか、つまりより正常な状態に戻ったということを実をアピールすることは、ファイナンスというか、そっちの面からは非常にいいことだと思うのですが、できるだけ元に戻ったというのはいいいことだと思うのです。つまり集中治療室から出て健康な体に戻ったことをアピールするのはいいことですが、それはどこかで1点でもってバツと変わるというほど単純なものではないのではないかと思います。ですから、それが定着するのにはもう少し時間がかかるというのがありますし、一定の範囲でモニタリングをするというか、漸次移っていくという形にしないと、またいわゆるダイエットのリバウンドではないですが、そういうことが往々にして起こるのではないかと思いますという気もするのですね。

多分、これは「経営の基本的考え方について」というので東電さんが出してこられた文章を見ても、何となくすぐリバウンドしそうな気が私はするのですが、逆に。だから、そこはもう少し定着して、頭の中にしみ渡るまでの期間というのはある程度必要なだろう。その話と対外的に公的管理を脱したと言うべきタイミングとは別に完全にアイデンティカルである必要はないと私はむしろ思っているのです、その話はもうちょっとソフィシケートされた対応をしていくべきではないかという気がしています。

○ したがって一時的公的管理かどうかという意味では株の比率みたいな象徴的なものにして、実際の機構ないし新経営陣の関与の仕方というのは状況を見ながら、おっしゃるように前進的か、あるいは状況を見ながらやっていくという性格のものだと思います。ただ、先ほど も言われたように3年とか4年我慢して努力すれば、この先はこうなるのだという姿をある程度見せないで人材の散逸も止まらないと思いますし、やっている社員もやっつけられないよという感じになってしまうと思いますので、むしろ頑張ればこっちにすぐ行けるのだという世界を分かりやすく提示したいというので今こういう工夫をしようとしているところで、これは是非ご意見をいただきたいと思います。

○ 下河辺委員長 何かございますか。よろしいですか。

○ 賛成でございます。

○ 下河辺委員長 では少し時間がたちましたので、この机上配布いただいたこれについて。

○ 今、 から若干メンションがありましたけれども、1枚横紙ですね、「経営の基本的な考え方について」という紙でございます。これは今も議論が出ました新しい東電の方向性ということで、これはむしろきちっと東電の社員の皆さんに、役職員の皆さんに

自ら考えていただかなければいけないのではないかとということで、先方が今検討している途中のものでございます。1回案が出てきて、更に揉んで、先ほど私も送られてきたのであるという状況でございますが、また明日これについて向こうの役員にもかけるということで、まだそういう途中段階のものでございます。

それで、上の四角にございますように、今後、東京電力をどのような企業にしていくのかについて、おそらく社内外だと思いますが、社内外に向け明確に示すために端的かつ具体的に記述ということで考え方を3つ書いてございます。

まず、事故の当事者としての被害者の皆様への対応をはじめとした自らの責任をしっかりと認識し、それを完うする姿勢を示す。2番目として、情報公開をはじめとした今までの対応についての反省と、同社が変わっていかうとする姿勢を示して、社会から受容されるような素地を作る。3点目として、新しいエネルギー供給の在り方に挑戦し、震災後の新たな社会の創造に貢献する姿勢を示すということで、ここで3つ挙げられております。この3つでどうかということで、今検討しているということです。

1点目が自らの責任を完うするという点でございます。2点目が開かれた東京電力へ。3点目がエネルギー供給の在り方を変革するという点でございます。

それで、この四角が4つ横に並んでいると思いますが、左から3つ目の具体的実施事項という部分で、この3つの点について具体的に何をすることが分かるような説明が付いております。これも含めて社内外で共有するという趣旨だと思いますけれども。自らの責任を完うするという点で賠償の関係、それから廃施設の関係、負担をお願いしなければならない電気料金の抑制について。それから電力の安定供給等々でございます。

2点目としての開かれた東京電力へということで、1点目として被害に遭われた皆様あるいはお客様の立場に立った情報開示をしていくということ。それからガバナンスの観点で委員会設置会社に移行する。あるいは社外の方に来ていただいて経営の客観性、透明性を高める。それからカンパニー制度を導入することによってミッションやコスト構造を明確化する。それから、関係会社の取引ということでの公平性、透明性。あるいは、社内的には社内の論理、前例主義、部門の壁等々といった今までの問題点を克服していくといったようなことでの2番目の開かれた東京電力へということかと思えます。

3点目は、エネルギー供給ということでアライアンス等を含め他社等のお力を借りながら取り組んでいく。あるいはピーク需要時の抑制策をやっている。あるいは需要家に対しての選択

肢を広げて、様々なニーズにお応えする等々、ネットワークについても再生可能エネルギーの普及等々に取り組むということで、エネルギー供給の在り方を変革する。この3つで今社内でも検討しているということでございます。

まだ固まったものでもございませんが、もし今日の時点で皆様の方からコメント等をいただければ私の方から東京電力にはその議論についてはご紹介したいと思っておりますので、何かコメントがあればいただければと思います。

○下河辺委員長 何かこのペーパーの対応についてご発言はございましょうか。薄字になっております原案とその修正案を対比していただければお分かりのとおり、当初全くの原案としてドラフトで出てきた内容は極めて漠とした代物で、これを差し戻して、どうにか今日の色が濃くなっている修正（案）程度にはなったわけですが、それでもまだまだ更にブラッシュアップというか、検討を重ねてもらいたいと思われるレベルかなという感じもいたしますので。

○ [] これは東電の中ではどのレベルで検討されているのですか。

○ [] レベル的には比較的若手、40代前半ぐらいから下の人たちがいろいろと調査をしたりとか、意識調査をしたり、外からの見方の調査をしたりというのを踏まえて、若い人たちが起案しながら経営の方に上げている、そういう感じです。

○ [] はい、分かりました。

○ [] 先ほど [] がおっしゃったように他社電源の積極的な活用というのは、やはり変だね。

○ [] そうですね。

○ [] 大きな点を申し上げます。1番、2番はどちらかといえば東京電力が自身で考え、取り組むべき問題といえますが、3番目のエネルギー供給の在り方を変革する、につきましては東京電力のみの問題というよりは、日本全体に関わる部分であると見られます。足元の問題としては、送電網の透明性や中立性を通じて、人様の経営資源をお借りするときにお借りしやすいような、そういう仕組みを作るという点が入っていますが、電力のネットワークの整備については、そうした仕組みの話への言及はなく、書いてあるのは再生可能エネルギーだけです。

再生可能エネルギーが悪いとは申し上げませんが、現実問題としては電力供給全体に占めるその比率はとても小さいですね。であれば、もう少し日本全体を見て、抜本的な点を取り上げるべきなのでは、踏み込むべきではないかと思った次第です。そのようにお伝えください。

○下河辺委員長 ほかにお気付きの点があれば。

とにかくもうちょっとスピードアップしてもらって。最初、原案段階で見た時点からこの程度のところまでブラッシュアップするのに、私の経験値からしてもずいぶん時間のかかる会社だなというふう。

○ [] ブラッシュアップというのは、結局用語をきちっと。まず1つは一般的に分かりやすい言葉を使うということと、その用語の定義がしっかりとしているということなんですよ。例えば今 [] がおっしゃった電力ネットワークの整備等は何を言っているのかよく分からないですね。再生可能エネルギーの普及を後押しするというのもよく分からない。後押しというのは自らやらずに誰かがやるのを後ですのかみたいなイメージになるし、要するに言葉の使い方がこなれていないという気がしますので。

それから、何度も言っていますがアライアンスという言葉もいろいろなふうに使われている。 [] もおっしゃっているように他社電源の積極的な活用というのも非常に上から目線だし、用語が全体的にこなれていなくて、何を言いたいかきちっと落ちてこないという気が非常にします。一番左の項目を具体的に実施するというが開かれた東京電力とか、自らの責任を完うとか、エネルギー供給の在り方を変革という、非常に勇ましい言葉が並んでいるにもかかわらず実際の案は非常に曖昧ということなので、少なくとも全部見ればなるほどこうなるのかというイメージを描けるようにしてもらわないと分からないなという気がします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。では [] よろしく伝えてください。

○ [] はい。

○下河辺委員長 それでは、時間の関係もありますので、61 ページのファイナンス、財務関係について何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

あくまでも新聞ベースのあれですからいろいろな記事が報じられているところでもありますけれども、具体的な話まではお聞きはしませんけれども、特段、この段階では支障はなく金融機関との間の話はほぼ順調に収束に向かって、今日は6日で明日が7日ですよ。今日の明日の話なもので、そこら辺だけちょっと触りをご報告いただければと思いますが。

○ [] 情報管理については、毎回毎回ちゃんと冒頭で言いながら銀行と折衝しているところではありますが、いろいろな憶測を含めた記事が出ているというのがあります。すみません、そこはお詫び申し上げます。

7日ということは特に7日に何があるというのではなくて、事務方ベースでいろいろ折衝し

てきて、いったん7日の段階でこのベースで計画を理解いただいて、細かな融資の実行を含めた契約の詰めに入ってきますよという旨の、ある程度そこでいったん目線合わせをしましょうということの、そういうふうな設定として、1つのめどとして置いた日ですが、新聞上はその日にすごく重大な回答があるやに書かれていたりして、その辺はややミスリードであります。

明日、各行から電話ないし、こちらにお越しいただいてという形で、そういった口頭ベースの回答をいただいて、その段階ではねているというか、そっぽを向いている先は今のところございません。逆に言うところの間も申し上げたとおりいろいろな融資についても細かな各論の話に入ってきていますので、そういう意味ではテーブルに着いていただいて、引き続きいろいろな条件の詰めを行っていくという状態が、まだというか、ずっとしばらくそういう状態が続いていくと思いますが、そのような状況でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。特にご質問はよろしいですね。

○ 〇 このパンフレットですが、よろしいでしょうか。

○下河辺委員長 はい、分かりました。

○ 〇 2点あります。今の金融機関の話、大変なご交渉と推察しますが、ありがとうございます。今後、コベナンツ等、いろいろな融資要件を決めていくと思いますが、将来のいろいろな改革に何か障害となるような条件については、なるべく避けるようお願い申し上げます。

2点目は、62ページ目の③の株主への協力要請のところの1です。機構の趣旨が1行目に書いてありますが、着実な事業継続の次に企業価値維持のための不可避な措置と書いてございます。企業価値という言葉は非常に曖昧です。機構が1兆円出したら東京電力の価値というのは何かそこで固定的になるのかというと、必ずしもそうではありません。ここに書いてあるように廃炉の費用が今後さらにかかる可能性もございますし、改革のためのコストも積み増す必要が生じるかもしれません。また売上でいえば、値上げも今後どのように浸透していくのかについて、注視する必要があります。これまでは、着実な事業継続とか賠償とか廃炉等を、着実にやっていくために不可避な措置であるというふうに、ずっと記載されていたのではないのでしょうか。ところが今回、急に企業価値という言葉が出てきています。何もここで書く必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

○ 〇 おっしゃるとおりでございます。修正させていただきます。

○下河辺委員長 その他ご質問、ご意見、この関係でございますでしょうか。

なければその先にまいりますが、料金関係ですね。これについてご意見、ご質問を。67 ページのところの真ん中には先ほど [REDACTED] からお話がありました本年6月夏期賞与の取扱いペ
ンディング案件として上っておりますけれども、この関係については先ほどご説明いただいた
ような趣旨で承っておくということになるかと思っておりますけれども。

○ [REDACTED] 本質的な問題ではないのですが、先ほど [REDACTED] からお話があった賞与の支給の
問題、[REDACTED] 給与カットは 10%と 5%ですから、東電の今の給与レベルを考えるそう
生活に大きな負担になっていないと思うのです。 [REDACTED]

[REDACTED] 賞与は先ほど言
われたように従来の方針で 50%ですか、お支払いするというのを堅持できれば時期はずら
しても私はいいのではないかという気がします。時期をずらしてもというか、ずらした方がい
いなという感じがします。 [REDACTED] そういうことで
株主の皆さんに納得をしてもらったりしているというケースもあります。あとお客さんもです
ね、あるので。経験から申し上げますとそんな感じです。

○下河辺委員長 ありがとうございます。その他、ここらのパーツでご意見はございますでし
ょうか。

では、特になければ 72 ページ、経営責任の明確化のための方策ということで、あくまでも
ピーではございますけれども、ある程度具体的なあれを列举してございますが、この関係につ
いてのご質問、ご意見はございますか。

○ [REDACTED] 基本的には、72 ページに書いてあるいろいろな措置につきまして、私はこれで
良いと思います。ですが、ただ、もしかしたらもう少し考えなければいけないところも少しあ
るかも知れません。そうしたなかで、2点ございます。まず気になったのが、東電に株式を無
償譲渡と書いてありますが、これには税金の問題など手続き面でもう少し詰める必要があるの
ではと思った次第です。

2点目は、その次に記載されています、 [REDACTED]

○下河辺委員長

○

○

○下河辺委員長

○

○ すみません、その点の指摘を踏まえて修文とさせていただきたいと思います。

○下河辺委員長

○

分かりました。

○ これは言葉がおかしいのでは、経営責任って。経営者の責任なのか経営責任なのか。これはむしろ具体的に経営者の進退並びに待遇等についてとか何とかというふうに具体的に書くべきであって、経営責任という曖昧模糊とした言い方でもって、本当の責任の所在を明らかにしないような意図的な言葉の使い方のような気がしますよね。

○下河辺委員長 いや、意図ではなくて、先ほど から話があったとおり計画の中に盛り込むべき事項として法定されているのをそのまま持ってきたという面があるようでございまして。

○ すみません、今言おうと思っておりましたが、全部委員長がおっしゃいましたので。

○ 法的用語？

○ はい、そうです。

○ 法律がおかしいんだ。

○ 一応法定用語になっておりますので、その法定用語の下に関連するやつを整理するというのは立て付け上せざるを得ないものですから。

○ そうなんですか、はい。

○下河辺委員長 はい、分かりました。 から具体的にご指摘のあった

ある程度具体的に絞り込んで事実上確認をしておくというが必要になるかと思いますね。修文というかワーディングとは別にしてよろしくをお願いします。

○ 分かりました。了解いたしました。

○下河辺委員長 それでは 73 ページ以降の確実な履行の確保と出資者としてのガバナンス関係。73 ページですね。ここら辺のことについて何かご意見ございますでしょうか。

こういったところでよろしゅうございますかね。更にまた若干修正が入ってくるのかもしれませんが。

それでは次の、最後ですか、資金援助の内容ですね、次は。75 ページ関係。その辺の関係についてはいかがですか。

先ほど説明があったけれども、この（１）の一番最後のなお書きの意味合いが。意味するところは先ほど口頭で説明はあったけれども、あれを意味させるものとして、このなお書き程度の文章で。何か聞かれたときになお書きの意味するところはこういうことだと強弁できるのか若干個人的にはいかなものかなという印象はあります。

どうぞ。

○ すみません、事務局から補足説明いたしますと、出資と新規の与信と料金改定、これが一体不可分だということを言うことによって、一番私どもとしては確保したいことは出資をした後に料金認可、それから実際の料金改定まで時間がございます。仮に株主総会が終わった後に出資をして、政治の枠組みが少し変わったりするような事象が起こって、出資をしたはいいいけれども料金認可の話は飛んでしまった、あるいは相当延期されてしまったということになると何のために出資したか分からないので、したがってこの２行をいわばバックストップとして書いております。

ただ、多分これだけはおそらく足りないもので、これは政治に対して機構あるいは運営委員会としてどういうメッセージを出していただくかということだと思いますので、場合によってはこの総合計画とは別に運営委員会としてこの部分は出資するときにはきちんと留意してやってくれという要望を政治にさせていただくというのも１つあるのかとは個人的には思いますが、それはまたご議論の結果でやらせていただきます。

○ 留意するって、十分に留意するというのは官庁用語ではやらないという意味ではないんですか。これ確認するとか何か書いておいた方がいいのでは。

○ [] これは、すみません、私は官庁用語に慣れていないものですから、私が書きました、この2行。 []

[] それが出てくると、その間の繋ぎ融資で数千億ぐらい出てきますので、それを今度機構が保証するのかとかそういう話が出てくると、いったんそれをやり始めると全部保証してくれよという話になってしまう。そういう微妙なバランスの下で、ここには手がかりだけ書いて、実際に出資するときに運営委員会として政治と勝負をしていただくというのが私どもの希望でございます。

○ 下河辺委員長 []、更に補足の説明はありますか。よく分かるんだけど。

どうぞ、 []。

○ [] 今、 [] がおっしゃったこととも関連するのですが、機構ができることというのはもちろん資金援助と出資、それに加えて保証ですよ。保証というのも条件付きの、例いろいろなパターンが今後あり得ると思うのですが、そのこの点の記述が書けないのかもしれませんが、それはそもそも記述をする必要がないのか。

○ [] 保証するというのは。

○ [] 保証するというか機構が補助的な手段として出資をするときに加えて金融機関からも1兆円出してもらわね。そのときに完全に機構が1兆円、金融機関1兆円でピタッときれいに分けられればいいけれども、具体的な細かいところで、ここの部分は金融機関ではリスクをとれないので機構が見てくれという、その様々な要請が来ているでしょう。それについてはどういうふうに。ここの文章には多分反映されないのだろうと思いますが。あるいはギリギリになって、結果的に合意したものを反映するのかもしれませんが、その辺はどうなのでしょう。

○ [] [] でございます。 [] のご指摘につきましては、民間の金融機関として取れるリスクもあれば取れないリスクもあって、取れないリスクに関しては機構が保証すべきではないかという主張を民間金融機関があるのはある意味で当然だよねというご指摘だと思いますけれども。確かに現にそういう主張を11月ぐらいから、ニューマネーを交渉してきたときから言われてはいるわけです。ただ、基本的な考え方としましては、機構が劣後マネーを注入します。それに対して1兆について民間がとれるリスクの範囲で追加の与信をしてください、そういう整理です。今回の追加与信にしても基本的には機構が出資する時期と同時、あるいはその直後で結構ですと。そういう言い方で説明をさせていただいているところでござい

す。ですから、少なくとも今回の総合計画で機構の保証ということを書く必要はない方向で今交渉しておりますし、できましたらそういう形で今後とも進めていきたいと思っております。

ただ、先ほど論点として出ましたコベナンツの点ですとか、あとドローダウンの条件の点ですとか、そこは今後引き続き交渉していかなければいけない点がございます、その点につきましてはまた [REDACTED] とご相談させていただきながら中身を詰めていきたいと思っております。

○ [REDACTED]
[REDACTED] ですから、それについて全部機構がベタ勝ちするということではなくて、おそらく何がしかの部分は取らなければいけないという部分は出てくると思うので、結果的にそこが合意された場合、それをこっちに遡及的に入れ込むのか。あるいはそんなものは細かいことだからもう入れないというのか、むしろそこを聞いているだけです。

○ [REDACTED] まさに今後の交渉の最大の論点になると思うのですが、現時点では何かあればきちんと機構も交渉当事者で入るので交渉の中で解決しましょう、そういう仕切りで今進めているところです。

○下河辺委員長 よろしいですか。それでは一通り今日ご説明を申し上げた点についてのご意見等はちょうだいいたしたかと思えますけれども、その他の。

[REDACTED]、どうぞ。

○ [REDACTED] ありがとうございます。いろいろと意見をいただきまして。それで前半の方で1か所ご覧いただきたいのは、13 ページ目をご覧いただければと思います。ここは政府における制度改革との関係ということで、政府でのいろいろな動きとの関係、ないしはそれに関しての要請も含めて少しここで書いております。ちょっとペンディングの部分でありますけれども2点あります。いわゆる電力システム改革、原子力政策等のエネルギー政策の見直しの動きとの関係。廃炉、賠償費用との関係でございます。

1点目については、2つ目のパラグラフにありますように、現在、政府において電力システム改革の議論が進められているという状況でありますけれども、以前からご議論いただいているLNGの問題であるとか電力供給不安、コスト増の問題。あるいは将来の需給バランスをどうするかといった、今現在東電が直面する課題は電力システム全体が抱える課題にほかならないということでございます。そういうことで当然システム改革の議論もおそらく基本的に問題意識を一にしているということかと思われますので、政府に対しては本計画に基づく東電の改革をより大胆に進められるようなことが可能になるような事業環境の整備を要請してはどうか

と考えております。

それから、原子力政策についても先日 [] から若干コメントがございましたが、政府の方の全体像の議論というものと関連立てながら東電の方の原子力への対応も検討を進めていく必要があるといったようなことをここで触れさせていただいております。

2点目の廃炉、賠償費用についてでございます。ここは特に費用の問題がどのぐらい膨らむかということで、2行目にございますようにある程度の将来見通しが立つようになることを前提として機構法の枠組みと整合性を保ちつつ、制度面での追加的措置の必要性について検討することを政府に要請するというので、仮にこれが一般負担金、特別負担金のスキームでとても賄えない状況になった場合のことも含味しながら書いた文章でございますので、この点について若干ご議論、コメントをいただければ幸いです。

○下河辺委員長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました13ページ関係についてご意見は何かございますでしょうか。

○ [] ご説明ありがとうございます。今、 [] がご説明になった13ページ目の2の文章ですが3回読んでも、何を言っているか、理解し難いです。要は見えた段階で何か必要な措置を、ということと推察しますが、何で見えた段階なのかなとも思ったりもしています。ご意図としてこうした意味を入れ込むということに私は賛成です。ですが文についてはもう少し分かりやすく、書き込めるか少し御検討申し上げたいと思います。

○下河辺委員長 その他、ご意見ございますでしょうか。

○ [] 事務方の正直なところを申し上げますと、もっとはっきり書く方が分かりやすいという意味ではそうだと思うのですが、そうするとどの程度はっきり書くのがいいのかというところで戸惑いなんかもありまして、こういう文章になっているということでございますので、委員の皆様のご判断としてよりはっきり書くべきだということがあれば、またそういうご判断の下に考えてみたいと思います。

○ [] もしこの文をこのまま生かすとすれば、私でしたら、追加的措置の必要性の可否についての「可否」だけ入れると思います。そうであれば、文意が少し明白になります。

○下河辺委員長 []

○ [] 確かに分かりにくい文章ですが、分かりにくさに意味があるということで、その背景が分かりますから、今の時点であまり明快に書くのは、今 [] 言われた明快に書くかどうかということについては、それはやめた方がいいと思います。

○ [] 「必要性」を取ってしまったら。

○ [] 今、[]がおっしゃったことと同じですが、まず追加措置を要請するという文章を、政府に出す文章をここに書くわけですから、要請の内容はきちっと意思を伝えないといけない。必要性について検討するなんていうのはおかしくて、追加的措置を検討するとして、そのかわり必要な場合にはというのは入れて変えた方がいいと思います。

○ 下河辺委員長 []。

○ [] いただいた意見を踏まえて修正をいたしますが、書いた心は分かりにくいのですが、今年の後半にはこの制度面での追加的措置の必要性についての議論をしっかり政府で始めてもらいたいということをレジスターしたいということでございます。その趣旨が出るようにきちんと工夫いたします。

○ 下河辺委員長 分かりました。では、そういうことで来週また出てくる文案を期待するという事にいたしますか。

○ [] あともう1つ、一般的に用語でいうとカタカナが非常に多いような気がする。最近、役所の人たちはカタカナを多用して、カタカナで書くとそれで説明義務が終わったかのように思う傾向があるのですよ。なるべくきちんとした日本語で表現できるものは表現した方がいいのではないですか。

○ 下河辺委員長 []は先ほど[]から話がありました2行関係の文章、こんな感じでよろしゅうございますか。特段ご意見は。

○ [] はい、特段に意見ありません。

○ 下河辺委員長 よろしいですか。はい、分かりました。

○ [] 大変申し訳ないのですが、[] 中座させていただきます。

○ 下河辺委員長 それでは、いいですか、[]、ほかの関係は。今日はこの程度でということ。

それでは、今日いろいろとご意見をいただいた関係については、来週の火曜日 14 日の珍しく午前中ですけれども、開催されることになるかと思います。そのとき、前日の段階ではまたご説明に回ることができるかと思いますので、それまでに修文をした内容をお届けしたいと思います。

今日はもう1つ報告事項がございますので、もうしばらくお時間をちょうだいいたします。

しばらく運営委員会の席上でご報告をいただいておりますでした当機構の相談業務の活動実績等について、ご担当の[]からご報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○[] []です。お手元に配布してございます資料4に沿いましてご説明申し上げます。表紙にございますとおり昨年の10月31日からこういった活動を行って来まして、特にキャラバンとか訪問相談チームと呼んでおりますが、主たる事業が先週2月26日に県内を一巡いたしましたので、3.11前ということもあって明後日にこの活動内容あるいは相談で得られたご要望の概要、アンケート等につきまして公表を予定しているというのがこの報告の内容でございます。

ちなみに訪問相談チームですが、一巡するのに4か月かかったのですが、2巡目は2か月で、4月中に終えたいという計画で今実施をしているところでございます。

ページを捲っていただきまして5ページの方を開いていただきたいのですが、相談事業の活動実績でございます。地震・津波の被害者も含めて福島県内、今県内で10万人、県外には6万人、合計16万人が避難しているという統計がございます。このうち訪問相談チームというのは福島県内の10万人のうち、仮設に約3万2,000人の方が避難されているのですが、その方々をターゲットに行っているものであります。

入居率とかございまして、実際入居している仮設住宅約1万世帯を訪問いたしまして、そのうち5世帯のうち1世帯、20%強の方に個別相談にご参加いただいているということでございます。

②は郡山の事務所あるいはいわき、福島、会津若松で固定した会場、我々は常設と呼んでいますが、そういったところに足を運んでいただいて相談に応ずる。主に借り上げ住宅の方。残り10万人のうち6万5,000人ほどおられるのですが、そういった方々に対してダイレクトメールを送るとか新聞広告を出して相談に来ていただくということで、こういう実績になっております。

3番目が本部であります。県外には約6万人の方が避難されておまして、うち新潟、山形で2万人の方が避難されています。新潟、山形につきましては同じように訪問相談チームを派遣して実施をしている。残り4万人の方々でございますけれども、電話による相談でありますとか、東京では機構に来ていただくとか、そういったことをやっている。更には3月15日付けで日弁連にお願いしまして、各県の弁護士会で無料相談所をやっているところがございまし

て、そういったリストを送付するという活動もしております。

山形、新潟以外につきましては個別の単位弁護士会と連携しまして、無料の法律相談を委託しないし共同事業できないかということを今計画、準備をしているところです。茨城と交渉している、こんな状況になっております。

次がアンケートの内容でございますが、別添でこういったA3の紙が用意してございまして、特に今回分析は行っておりませんので、添付してございますこのA3縦の資料で主なポイントだけご説明をしたいと思います。1枚目でございます別表1ですが、賠償請求の内容に関するということ、精神的損害についてでございますが、非常に関心が高うございましたが、皆さん今後の生活の見通しが立たないことに対する不安を賠償してほしいとか、こういったことについての要望が多いということでございます。

2点目が生活費増加分とか避難費用でありまして、例えば避難先で購入した衣類、家具の費用を賠償してほしいというのが一番多いという結果になっております。これは解説がいますが、我々が個別相談をする際に相談される方というのはアンケートによると6割がまだ請求していない段階での相談内容でありまして、これから請求をしたい。したがってこういうのを賠償してほしい、こういったものが乗っているということでありまして、これらが全て賠償されないということでは必ずしもございません。そこはご留意いただきたいと思います。

そういった観点で見ると、2番目に避難先に支払った謝礼等を賠償してほしい。これは昨日東電が発表した3回目の支払いではこれも対象に入れるということを発表していると理解しております。その他こういった自家消費の関係とか、こういったものについての要望が非常に強いというものでございます。

財物価値についてはご案内のとおり所有不動産を買い上げてほしいとか賠償してほしいということで、こういったまだ東電が、あるいは審査会が指針を出していないようなものについての要望が非常に強いというのが財物価値の関係でございます。

あと財物価値の真ん中に住宅ローンを賠償してほしいというのがあります。うちローンを全額支払い中というのがございます。これは銀行の態度がどうなっているのかという観点でピックアップしたのですが、まだ全額を支払っている方が49名おられて、全額の支払いを猶予してもらっているという方も10組ほどあるという実態になっております。

すみません、次のページを捲っていただきまして、一時立入費用というのがございます。ここに月2回分までしか一時立入の費用の請求を認めていないというのがございます。現場サイ

ドで実際の内部の査定が2回までというのがあるらしくて、それに従って窓口の段階で、東電の社員の窓口の相談の段階でどうも2回までという形で制限をしていたというのが不満として上ってきているということでございます。

請求手続き関係では、ご案内のとおり分厚くて分かりにくいというのが、簡略化してはいるのですが相変わらず2月になっても多いという結果になっています。

その2番目に東電から送付されてきた合意書記載の賠償金額の請求額から減額されているのだけれども、どの費用がどのような理由で減額されているか分からない。東電に聞いても説明がない。これは減額問題と我々は呼んでいたのですが、こういった実態がございました。これは非常に大きな問題ということで、事務レベルでも東電に対して是正を要求してきたところ、先週の月曜日からですか、一部請求額と査定額というか賠償額のギャップが大きいところ、20万とか30万とか、そういった世帯に対しては説明書を合意書と一緒に送るというアプローチを実施したというような、暫定的ではありますが、そういった改善を今東電では講じているということでございます。

生活全般であります、不眠などで健康状態が悪化したというのは12月の調査と同じです。

印象的だったのは仮設住宅で、狭い、物置がほしいというのがトップだったのですが、ちょっと下を見ていただきます、政府・東電の職員に仮設住宅に住んでほしい。実態が分かるはずと。これはスペシフィックですが、件数的には20件ということで結構具体的にこういった要望が上っています。

小計の下から2番目で福島県民というだけで負担を強いられている。結婚、車のナンバープレート、学校生活、いわゆる差別の問題がこういった形で件数的にも上がっているということでもあります。

政府・東電の取組姿勢については警戒区域の見直し等について今後保証を明確にしてほしいとか、こういったものが上っているということでございます。

あとは営業損害とか付けてございますが、特に顕著な動向があるということでもございません。あと参考として別表3は福島から山形、新潟に自主避難されている方を限定して、損害項目について調査したものでありまして、前回総括基準というのがADRのセンターの方から出ているのですが、そこでも大体同じようなカバーになっているのですが、慰謝料とか避難費用以外に就労不能ですとか検査費用とか営業損害とか、いろいろな損害項目が出ているというのが要望からも出ているということでもあります。以上であります。

○下河辺委員長 ありがとうございます。特にご質問はございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議事は以上でございます。今日の第 11 回の運営委員会の議事録は従前どおり事務局で作成いたしまして、後日委員の皆様を確認をしていただいた上で確定をいたします。

本日は特段プレスブリーフィングは予定しておりません。プレス対応は従前どおり必要であれば事務局と委員長の方で統一的に対応いただきたいと思います。と思っています。

なお、次回は先ほど申し上げましたとおり来週の火曜日午前中、10 時からということでございますので、お忙しいかと思えますけれども万障繰り合わせてご出席をいただきたいと思います。と思っています。

特にその他ございますか。

○

○下河辺委員長 次回の曜日ですけれども、先ほど火曜日と申し上げましたが水曜日の間違いでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。長時間ありがとうございました。

うございました。

それでは終わります。ありがと

午後 5 時 5 8 分 閉会

